Ć,

— 190 **—**

外資活動とその対策

*─*力 ナ ダ の ケ ー ス──

前 田 敬四郎

序

9 今日,外資活動の中心的役割を演じているのは、多国籍企業による活動であるう。多国籍企業による巨大な力を示すものとして、「G.M の年売上額が、ベルギーの G.N.P. を上回る」という例(1)が、それの投資国に及ぼす政治的影響としては、チリのアジェンデ政権成立の際に行われた「I.T.T. の大統領選挙への干渉」の例が(2)、屢々、引用される処である。斯る多国籍企業の持つ政治的、経済的影響力のゆえに、2年前、国連社会、経済理事会の下に、「多国籍企業に関する有識者グループ」(3)が設立され、その報告書が、この7月に提出された。

多国籍企業が、国際的真空の中で、自由に、超国家的性格で持って行動出来 る時代は、もう過ぎ去ったかの様に思われる。

現在,多国籍企業の投資活動を規制するものとしては,各国政府の活動がある。本稿では、カナダを舞台に、多国籍企業と政府の関係について、見てゆき度いと思う。カナダを選んだ理由は、その国の製造業の60パーセントが外国支配の下にあり、石油とかゴム製品のような特定産業に至っては、90パーセントを越えるとさえいわれ、外資活動の盛んなことでは、世界でユニークな存在であるからである。また、外資活動に関する統計的データが整備されている点でも、唯一の国である。

(注)

- Roy Maclaren, First Step in Regulation of Multinationals, International Perspectives: A Journal of the Department of External Affairs, Canada, May/June 1974.
 P.21.
- (2) 小宮隆太郎,西川潤 多国籍企業に挑む第三世界,エコノミスト,毎日新聞社,1974,

8月20日、P. 26、

(3) メンバーは先進国から10人,発展途上国から8人,ソ連,ユーゴスラビア2人,合計20人の委員が国連事務総長によって任命された。我が国では、小宮隆太郎氏が委員の1人となっていた。

[I]

多国籍企業と政府

Bernard Bonin は「多国籍企業の出現による魅力と懸念」(1)のなかで、多国籍企業と政府の間には、調和する領域と緊張を生ずる分野の両面が存在することを次の如く指摘する。

彼によれば、多国籍企業と政府の間で、最も調和する領域は、経済成長であるうという。

現代社会において,経済成長というのは,政府に課せられた仕事の一つである。多国籍企業は,生産,技術,管理能力,資本,外国市場に対する便宜,などの提供を通して,この政府目的に貢献することが出来る。

カナダの資本形成において、1国の貯蓄では、その国の開発を賄うのに不充分で、外国資本の援助なしには、今月の発展はなかったであろうという議論が、 屢々、行われている。

しかし、この種の議論には、外国資本の貢献を過大視する傾向のあることも、 歪めない。

外国投資の貢献を測定しようとするならば、現実に、外国投資がどのような方法で融資されているかを注目する必要がある。Gray⁽²⁾ Report によれば、最近の外国投資の 3/4 は、利潤の再投資か、カナダ資本市場からの借り入れによるものである。帰するところ、それは、カナダ人の貯蓄に負うことになる。外国投資の評価の際には、このことを充分に考慮しなければならぬ。

カナダが、外国貯蓄に依存する度合は、一般に考えられているほど大きくないけれど、直接投資による技術、外国市場の便宜は、受入れ国に、同程度の害を及ぼすことを考えねばならぬ。

カナダの自然資源の開発の例を引用すれば、外国市場への便宜は確かに存在

する。技術的貢献についても、アメリカ、ドイツ、フランス、英国などの調査、開発に対する支出結果が、早晩、カナダの子会社に導入されて来ることは認めなければならぬ。この理由から、新しい「ノウ、ハウ」を持った投資を歓迎して来た。しかし、アメリカの大会社は、100パーセント所有に対する選好を示して来た。そのため、技術的便益を受けるには、親会社の広汎な参加を認めざるを得ないようになった。

第二の調和する領域に、地域格差を揚げることが出来る。ヨーロッパやカナ ちずでは、地域格差をなくすために、産業の地方分散ということが行われた。特 定地域に、企業を集めるために取られた税の優遇措置に対して、社会的連係を ²余り持たない多国籍企業が、民族企業よりも、良い反応を示した。しかし、地 域格差の解消を、外国企業に託すというケースは、殆んど見られない。

外国企業の進出は、国内企業の競争を刺戟するのに役立つといわれる。外国企業の持つ金融、技術、管理能力のすぐれた点は、商品価格の引下げ、販売量の増大から来る低コストを生ずる可能性を持っている。それに対抗するため、国内企業は競争を余儀なくされ、研究、生産性の向上に努めるという論理である。カナダにあっては、技術革新に対する貢献は見出し得ても、競争に関する外国投資の衝撃は少ないように思われる。(3)

最後に、掲げる調和領域は、支払残高の分野である。ドル不足の時期に、支 払残高は重要であるが、海外賃金支払、外国株主の利子送還、投資に伴う輸入 などで、現実には、投資国の支払残高改善に役立っている。

さて、多国籍企業と政府間の緊張を生ずる領域に移ることにしよう。

* 先づ,多国籍企業の管理機構が,浮かび上がる。多国籍企業におけるデンジョン・メーキングの集中度については,企業によって変動があるが,投資形態に関しては,協力,共同投資よりも子会社という直接投資に強い選好を示している。管理に対する外部からの干渉を嫌うため,会社の小株主に甘んずることはなく,独占所有に強い執着を持っている。

受入れ国は,成長が保証される場合に,自国の企業を存続し度いという観点から,特許協定や共同投資の形態を選好する。斯る外資参加が,国家の利益を

よりよく保護出来ると考えるからである。

親会社と子会社の商品取引関係は、必ずしも、市場条件を反映したものとならず、また、受入れ国が、競争を減ずることになるとして、客認しないときでも、利潤や金融源を他国に移すことがあり得る。企業は、自己の目的を実現するために、親会社を中心とする輸出秩序を決定する。受入れ政府に取って関心を持つのは、その領土内の子会社に受注させ、国民に雇用を与え、税収入をもたらすことである。親会社や外国の子会社にすれば、共通の供給者からストックを得させることが、利益を揚げることになるであろう。

親会社の位置している国に、調査、研究所を集中することは、企業の利益であるかも知れない。他方、子会社の設立された国は、自分の国内で、調査、研究の一部を行わせ度い。

第1には、単なる寄生虫とならぬため、第2には、教育投資の実が、「頭脳流出」の形で失なわれ度くないからである。

次に、懸念されることは「支配」ということである。多国籍企業、特に、アメリカの会社(4)の「産業支配」と「技術支配」である。「産業支配」の恐れは、多国籍企業と子会社の大きさ、2、3の重要産業部門への集中、多国籍企業の侵略的行動から惹き起されるものである。多国籍企業による大会社の買収、産業の大部分を支配していることは、懸念を募らせるのに役立っている。

技術依存の効果も, 政府の心配する処である。

直接投資がもたらす高度技術を欲するけれども、その移入形態、選択される時間、技術知識を普及する決定が、企業によって支配されることは好ましいことではない。

最後に、政府は、「経済政策」の持つ効果と多国籍企業の関係に苦慮するである。経済計画は、多国籍企業の反応を予想することが困難になればなるほど、 骨の折れる仕事となる。

関連会社が、政府の政策を避けることが出来るならば、その政策効果は零になって仕舞うであろう。

(注)

- (1) Benard Bonin, Attraction Mingled with Fear at Advent of the Multinationals, International Perspectives, November/December 1973, PP. 37-42.
- (2) Privy Council, Member of Parliament である Herb Gray 卿をさす。
- (3) 本稿,後出の「トランケーションと限界性」を参照。
- (4) 奥村茂次、カナダのアメリカ多国籍企業、書窓、東洋経済新報社、No, 14, 1973年7月、PP.22-27.

$[\Pi]$

カナダにおける外国投資の活動(1)

外国投資の持つ2つの矛盾した価値,「費用と便益」がカナダの経済に如何なる影響を与えて来たか,また,与えつつあるかを,具体的データによって,辿ることにしよう。

外国投資の沿革

外国資本が, カナダの歴史に重要な役割を果して来たことは, 衆目の一致する処である。

初期においては、カナダの鉄道、運河、道路、その他、公共施設を建造する ために、多額の資金が非居住者によって供恰された。それ等は、政府資金の重 要な根源になると同様に、新鉱床、製造業、新電力源の開発に役立って来た。

第一次世界大戦直前において、外国資本が、何れの時期よりも高い割合を占め、外国投資の貢献度も大きい時であった。

外国資本に対する大きな依存にも拘らず、鉄道は別として、一般に、カナダの事業に対する外国支配は、大きくなかった。その理由は、資本の大部分が債務形態を取ったからである。その期間中における外国資本の主要源は、ロンドン公社債市場であった。海外からの直接投資は、外資全体の1/3以下にしか過ぎなかった。

世界第一次大戦勃発後になって、その状態は変化して来た。英国に代って、アメリカ合衆国が、外資の主要な供給者となり、その後も、この傾向は増大こそすれ変ることは無かった。

1914~1930年間において、アメリカのカナダにおける直接投資並びに証券投

資は、急激に成長して来た。そして、アメリカ合衆国の投資家は、英国の投資家に、色麗投資により大きい関心を示し、自然資源の開発(林業、漁業)、自動車製造、パルプ・紙の生産、非鉄金属、精錬、電機器具などの製造を含む特定産業に集中するようになった。また、カナダ政府や民間会社も、借款を求めて、ニュー・ヨーク貨弊市場に向い、1930年までにアメリカの資本投資は、証券で57パーセント、直接投資で43パーセントに達した。

1930年代の10年間は、投資活動が相対的に低調で、英国、アメリカ、共に、投資が減少した。

第二次世界大戦中は、戦争遂行に関連して、アルミニューム、ニッケル、その他の金属や、化学、電子製品、飛行機、船舶を生産する産業の拡大、設立がでわれ、莫大な資本支出がなされた。これらの支出は、主として、カナダ資金で融資されたけれども、その期間に、英国投資は減少し、アメリカ投資が成長した。そのアメリカ投資の約半分は、直接投資であった。

1945~1967年間に、アメリカの長期投資は、初め、帳簿価額で50億ドル足らずであったのが280億ドルに達し、直接投資は、約20億ドルから170億ドルに増加した。アメリカ直接投資の増加額の半分は、自然資源の開発に向けられ、残りは、新事業の設立、既存工場の拡張、カナダ企業の買収に費され、その大部分は製造工業に対してであった。

証券投資の約80億ドルの成長に関して、その約半分は政府公債で、残りは、 カナダの株式、社債、コロンビア河契約に関する支払、不動産、その他であった。

第1表は、カナダの過去70年間における外国投資の変化、並びに、その傾向を示したものである。1926年に、直接投資は外資全体の30パーセントであったが、1967年末には、60パーセントに達した。アメリカの投資は、1926年にカナダに投資された外資全体の53パーセントだったのが、1967年には、81パーセントになった。

カナダにおける外国支配企業の最近の傾向と現状。

カナダの事業活動に関する外国人による所有と支配(2)の度合について、カナ

第 1 表 * カナダに投資された外国資本の帳簿額推定値(1900-1967の年度末)(\$ で示される数字は 100万単位)

	190	00	191	.4	193	30	193	39	1946		1950		1960		1967	
所有されている居住 地と形態	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	% .	\$	%	\$	%	\$	%
米 国																
直 接	_		_		1,993	26.1	1,881	27.2	2,428	33.8	3,426	39.5	10,549	47.4	17,000	48.9
証券、その他	_		_		2,667	35.0	2,270	32.8	2,730	38.0	3,123	36.0	6,169	27.7	11,030	31.7
総 計	168	13.6	881	23.0	4,660	61.2	4,151	60.0	5,158	71.8	6,549	75.5	16,718	75.2	28,030	80.7
英 国																
直 接	_		_		392	5.1	366	5.2	335	4.6	468	5.4	1,535	6.9	2,152	6.2
証券、その他	_		_		2,374	31.1	2,110	30.5	1,335	18.5	1,282	14.7	1,824	8.2	1,424	4.1
総 計	1,050	85.2	2,778	72.4	2,765	36.3	2,476	35.8	1,670	23.2	1,750	20.1	3,359	15.1	3,576	10.3
その他の国																
直 接	-		-		42	.5	49	.7	63	.8	81	.9	788	3.5	1,547	4.4
証券、その他	-		_		146	1.9	237	3.4	290	4.0	284	3.2	1,349	6.0	1,549	4.4
総 計	14	1.1	177	4.6	188	2.4	286	4.1	353	4.9	365	4.2	2,137	9.6	3,096	8.9
外国全部																
直 接	_		_		2,427	31.8	2,296	33.2	2,826	39.3	3,975	45.8	12,872	57.9	20,699	59.6
証券、その他	_		_		5,187	68.1	4,617	66.7	4,355	60.6	4,689	54.1	9,342	42.0	14,003	40.3
総 計	1,232		3,837		7,614		6,913		7,181		8,664		22,214		34,702	

^{*}出所:1900と1914の DBS 推定値は、Viner と Knox によるものである。

ダの二つの統計が利用される。その一つは、Balance of Payments Section of Statistics Canada によって編集された International Investment Position (DBS)(3) データで、他は、Statistic Canada によって編集される Corporations and Labour Unions Returns Act (CALURA) データである。これら二つの統計は、概念、適用範囲、尺度、について、それぞれ異るけれども、カナダにおける非居住者による産業の所有や支配の度合を、知らすのに貢献している。

外国人の所有と支配について集められたDBS は、その起源を 1926 年に持ち、 最近のものは 1967 年の数字である。 CALURA データは、1962 年から始まり、 [§] 最近のものは 1968 年である。

第2表は、幾つかの選択された産業について、1954年からの外国人による所有と支配の成長度を示したものである。これらの集計されたデータは、1950年代中頃から1967年までの外国人による所有、並びに、支配の成長度について、金融業を除いた非農業の大部分を含んでいる。その表から、外国人による支配の80パーセントが、アメリカによる支配であることを知ることが出来る。

カナダの事業活動に関する外国人による支配度は、既に、非常に高くなっており、第 2 に、カナダ人による支配のうち、その 1/3 は政府企業に属する。これら二つの要素は、外国人による支配の増加余地を少くしているが、1967 年のデータが 1966 年のそれを越えて増加していることは、注目すべき事柄である。

DBS データに基づいた Statistic Canada の分析によれば、公表されていないが、1968年と1969年において、外国人による支配は、更に、増加したと考えられている。

CALURA データ

第3表は、金融業を除く経済において、非居住者による所有の重要性を示したものである。1968年に、非居住者によって所有される企業は、カナダにおける非金融業の全会社資産の34.2 パーセント、剰余資産の40.3 パーセントを占め、販売額で35.1 パーセント、法人利潤で43.8 パーセント、課税所得で47.7 パーセントに達している。

CALURA は、金融業も含めた全産業の非居住者所有の数字も発表している。

†† 第 2 選択されたカナダ産業の所有と支配 1954-67、年度末帳箋額推定値[†]

										-				
年	度	稼動 資本	カ	7)	9	<i>P</i>	×	1) 7	カ	そ	G	ク f	也
+	反	総計	所	有	支	配	所	有	支	配	所	有	支	配
	(\$ bi	llions)	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%
195	4	28.2	19.0	68	20.2	72	7.1	25	6.9	24	2.1	7	1.1	4
196	90	45.6	29.9	66	30.4	67	12.1	27	12.0	26	3.6	7	3.2	7
196	3	51.8	33.5	65	34.1	66	14.6	28	14.1	27	3.7	7	3.6	7
196	4	55.3	35.8	65	36.4	66	15.8	28	15.0	27	3.8	7	4.0	7
196	5	60.0	38.8	65	39.5	66	17.2	29	16.2	27	4.0	6	4.3	7
196	6	65.7	42.3	64	43.1	66	19.3	29	18.0	27	4.2	.7	4.7	7
196	7	71.6	46.4	65	46.8	65	20.9	29	19.9	28	4.4	6	5.0	7

表 *

第 3 表* 非居住者所有が50%以上の法人、金融を除く全産業

年	nór:	資	産	社	債	販 売	額	利	E C	課税用	斤得
T .	度		%	100万\$	%	100万\$	%	100万\$	%	100万\$	%
1965		27,973	36.0	15,076	40.0	29,478	34.6	2,522	46.0	1,694	48.6
1966…	•••	31,794	37.4	16,414	40.7	33,307	35.1	2,660	44.1	1,624	46.4
1967…	•••	35,244	38.0	17,973	41.5	35,958	35.0	2,618	43.8	1,561	44.6
1968†	•••	39,675	39.6	19,948	43.2	40,623	36.6	3,195	47.4	1,974	47.1
1968		39,923	34.2	20,051	40.3	40,744	35.1	3,216	43.8	2,001	47.7

^{*}出所: CALURA

^{*}出所:DBS

[†]カナダ企業で用いられている長期債務、社債の帳簿額を10億ドル単位で表示。

^{††}選ばれた産業は、製造業、石油、天然ガス、鉱業、製練、鉄道、他の公共施設、流通、 建設を含んでいる。

[†]免税法人を除く。

^{††}CALURA 以外の連邦法の下で報告される免税法人並びに非金融産業を運営する公企業を含む。

これらのデータは、統計上の問題から、上に引用したものに比べ、非居住者の所有に関する信頼度は落ちるが、Buying Back Canada(カナダを買戻す)に必要とされる 500 億ドルの算定基礎である。1968 年 CALURA に報告された508 億ドルの数字は、広い範囲で二重勘定になっているから、カナダにおける外国の直接投資の帳簿額を示していない。二重勘定を差引いた後の非金融業資産価値は、331 億ドルと推定される。この数字でも、外国直接投資の帳簿額を示していない。非居住者所有の企業は、少数のカナダ人株主を抱え、他に、カナダ人所有の債務を持っている。これらを考慮する時、300 億ドルより少し低い推定り値が妥当な教字ではないかといわれる。

外国支配:部門別内訳

DBS. CALURA データは、共に、カナダ経済の部門別、非居住者の参加度に関する情報を提供している。第4表は、DBS データによる詳細な情報を示したものである。外国からの直接投資が最も集中しているのは、製造工業と資源分野である。1967年末に、製造業の非居住者による支配は、205億ドルの全稼動資本のうち、118億ドルで、57パーセントと推定された。アメリカ在住者は、94億ドル(非居住者による支配資本の81パーセント)であった。

鉱業,精錬の全稼動資本は,52億ドル,そのうち,非居住者による支配は,34億ドル(65パーセント),アメリカ居住者による支配は,29億ドル(非居住者による支配の85パーセント)であった。三つのケースについて,外国人による支配度は,外国人による所有度を越えていた。DBS データは,1950年代初葉からの産業グループ別,支配傾向を示しているが,1954~1967年間の外国人による支配は、製造業,石油,ガス,鉱業で成長しており,公共施設,鉄道で減少した。

第5表は,1968年の CALURA による, 資産, 販売額, 利潤, 課税所得別の, 各種産業の非居住者による所有割合を示したものである。

製造業において,非居住者による所有が最も大きいものは,石油・石炭業で, これに次いで,ゴム製品,輸送施設,タバコ,化学が大きい割合を占めている。 資産,販売額,利潤,課税所得の各ケースについて,非居住者によって占めら

第 4 表* 選択されたカナダ産業の稼動資本の所有と支配 1954-1967年度末、帳簿額推定値**

-														 			
-	年 度	全稼	動	カ	7	÷ ;	9	-	7		×	IJ	カ	そ	0	つ ′	他
	十 及	資	本	所	有	支	配		所	1	Ī	支	配	所	有	支	配
	(\$1	billic	ons)	\$	%	\$	%		\$	9	6	\$	%	\$	%	\$	%
	製造業																
	1954	8	.3	4.4	53	4.1	49		3.1	. 3	7	3.4	41	0.8	10	0.8	10
	1960	12.	.2	5.8	48	5.1	41		5.1	. 4	1	5.4	44	1.4	11	1.8	15
	1963	13	.7	6.2	46	5.5	40		6.0	4	4	6.3	46	1.4	10	1.9	14
	1964	14		6.8	46	5.9	40		6.5			6.8	46	1.5	10	2.1	14
	1965	16		7.8	47	6.9	41		7.3		_	7.7	46	1.5	9	2.1	13
Q.	1966	18		8.8	47	7.9	43		8.3			8.5	45	1.6	9	2.2	12
	1967	20		9.9	48	8.8	43		9.0) 4	4	9.4	45	1.6	8	2.4	12
	石油/天然									_	_		0.5	0 1	_		
	1954		.5	1.0	40	0.8	31		1.4			1.7	67	0.1	3	0.1	2
	1960		.1	2.3	38	1.6	27 28		4.0	† 5 5		3.9 4.6	† 64 61	0.5	10	0.6	† 9 11
	1963		.6	2.8	37	2.1	28 28		4.0	_	-	4.0	60	0.8	11	1.0	12
	1964······ 1965·····		.9 .3	$3.0 \\ 3.1$	38 37	$\frac{2.2}{2.2}$	26 27		4.0			4.7		1.0	12	1.3	15
	1966		.s .1	3.3	37	2.3	26		4.7			5.4		1.1	12	1.4	15
	1967	-	.7	3.7	38	2.5	26		4.9	_	1	5.8		1.1	11	1.4	14
	鉱業/製姜	ŧ				•											
	1954		.9	0.8	44	0.9	49		0.9	4	8	0.9	49	0.2	8	_	2
	1960	3	.3	1.3	40	1.3	39		1.7	5	2	1.7	53	0.3	8	0.3	8
	1963		.8	1.5	39	1.6	41		2.0		3	2.0		0.3	8	0.3	7
	1964		. 1	1.7	40	1.7	41		2.1	-	1	2.1		0.4	9	0.3	8
	1965		.4	1.8	41	1.7	40		2.2		1	2.3		0.4	8	0.3	8
	1966		.8	2.0	41	1.8	38		2.5		1	2.6		0.4	8	0.4	9
	1967	5	.2	2.0	39	1.8	35		2.7	5	1	2.9	56	0.5	10	0.5	9
	鉄 道					4.0	00		0.0	. ,	_	0 1		^ 0	10		
	1954		.1	2.7	66	4.0 5.2	98 98		0.6		5	0.1		0.8	19 17	_	·=
	1960······		.3 .3	$\frac{3.9}{4.1}$	74 78	5.2	98		0.5		9	0.1		0.9	13	_	_
	1964		.s .3	4.2	79	5.2	98		0.4		8	0.1		0.7	13	_	_
	1965		.3	4.2	80	5.2	98		0.4		8	0.1		0.6	12		_
	1966	_	.4	4.3	80	5.3	98		0.4		8	0.1		0.6	12	_	_
	1967	_	.5	4.5	81	5.4	98		0.4		8	0.1		0.6	11		_
3	その他施																
	その他地 1954		.3	4.6	86	4.9	92		0.6	3 1	2	0.4	7	0.1	2	_	1
	1960		.2	7.9	86	8.7	95		1.		2	0.4		0.1	2	0.1	1
3	1963	_		9.8	86	10.8	96		1.4		3	0.4		0.1	1	0.1	_
	1964			10.2	83	11.8	96		2.0		6	0.5		0.1	î	_	_
	1965			11.1	83	12.8	96		2.2		6	0.5		0.1	1	_	. —
	1966			12.2	82	14.2	96		2.		7	0.6		0.1	1	_	_
	1967	16		13.2	81	15.5	95		2.9		18	0.7	5	0.1	1	0.1	_

^{*} 出所:DBS

^{**}カナダ企業で用いられている長期債務並びに社債の帳簿額

[†]新系列

^{††}施設は、大気、道路、水、都市輸送、通信、水力電気施設、多数の公企業

第 5 表*

	製	造	業		多	数が非居住 (下記、項)	者である。 目別に測定	場合 E)
	3 X	Æ	*	資	産	販 売 額	利 湿	盟 課税所得
 飲	食	物		31	.2	27.2	30.1	32.5
9	バ	J		84	.3	79.9	82.7	83.3
ゴ	ム製	品		93	.1	91.4	90.0	88.4
皮	製	品		· 22	.0	21.4	25.2	27.3
織	物	業		• 39	.4	28.5	54.4	54.3
木		材		. 30	.7	22.0	23.6	22.9
家		具		• 18	.9	15.6	20.8	23.2
印刷	11、出版特	勿関係		· 21	.0	13.8	22.3	23.2
紙寸	とびに関え	車品		• 39	.4	41.4	40.6	40.2
_	次 金	属		• 55	.3	51.1	62.4	64.3
金	属 加	Ι	•••••	• 46	.9	45.2	65.0	63.1
機		械		· 71	.8	72.6	78.9	88.3
運	輸 施	設		• 86	.6	90.5	89.9	88.5
電	機製	品		• 64	.2	62.8	78.2	88.0
非	鉄 製	品		• 51	.5	42.3	47.0	53.1
石剂	由並びに	石炭製品…		. 99	.5	98.9	98.6	99.4
化	学 製	品		. 81	.5	81.3	89.6	89.4
雑	貨製造	業		• 53	.9	51.2	72.1	72.6
総言	十一製造	業全体		. 58	.0	54.7	63.6	62.9

*出所: CALURA, 1968年報

第5.6表における全産業の数字はCALURAの規定から除外されているが、他の連邦法で政府に報告する金融業を除いた、法人からの情報を含んでいる。金融業の数字は、報告企業間における二重計算、他のものからのデータ不足の両者によって、信頼度が低い。

れる割合は4/5以上である。非居住者による所有が、資産で半分を越えるもの として、機械、電機製品、第一次金属がある。

これと対照的に,カナダ人による所有が大きいものは,家具,印刷,出版, 皮製品,木材,飲食物,織物,衣服,非鉄鉱産物である。

製造業全体について見れば、課税所得が、利潤より高い非居住者所有率となっている。18製造業のうち14において、非居住者所有の占める割合は、利潤が販

売額より大きかった。

データから明らかなように,一般的に,高い技術を要する産業は,非居住者 による支配企業である。

外国人による支配企業の地域分布

第6表は、電力、ガス、水、輸送などの大きな公共投資、外国人の投資に制 約のある金融機関、それから、公共投資で且つ外資に制約のある通信など、数 個の産業に関する非居住者所有の状態を示したものである。これらの産業に投 *資された資本の可成りの部分は、CALURA に報告されない非会社に属するの で、第6表の数字は、非居住者による所有度を過大評価している。

1968年の CALURA 報告は、課税所得の統計に基づいた、外国人による所有企業の地域分布を示すデータを含んでいる。課税所得は、地域分布に関係する数個の指標の一つで、他の指標と同様に役立つものである。

産業活動の中心地であるオンタリオ、ケベックは、外国人の所有に関して重要な処である。オンタリオの場合に、外国人による所有は、製造業、鉱業部門において、全国比率より高く、他の部門では、平均又はそれ以上であった。ケベックの外国人による所有は、サービス、施設を除き全国水準を幾らか下廻った。第7表は、課税所得を基準に、各地域の産業部門別、外国人所有の状態を示したものであった。

製造業の課税所得についての外国人による所有は、審査を受けた4年間について、平均64パーセントであった。カナダ人所有の会社が、外国人所有のものより大きな課税所得を稼いでおる唯一の地域は、ブリテイシュー・コロンビアである。製造業の非居住者による所有は、オンタリオが70パーセントで最高、プレリー(平原)は61パーセント、ケベック並びに大西洋州は60パーセント、ブリテイシュー、コロンビアは44パーセントであった。

CALURA は、製造業の特定 21 産業について、地域の詳細なデータを提供している。オンタリオに外国人所有の製造業が集中するのは、其処が製造業の中心地であり、且つ、他の地域に比べ、外国の投資家が国内の投資家より多く投資するという事実を反映したものである。

第 6 表*

		業		多			多数が非居住者である割合 (下記の項目別に測定)								
			資	産	販売額	利	潤	課税所得	F						
建	•	設	14	.5	11.3	13.	4	17.9							
運		輸	8	.9	11.3	26.	5	25.6							
通		信······	1	.0	1.1	0.	5	1.1							
公	共 施	設	2	.7	8.0	8.	1	28.6							
卸	壳	業	27	.9	27.4	30.	1	30.6							
小	壳	業	20	.5	18.6	17.	8	32.8							
金	融	業	12	.8	11.7	19.	2	14.6							

^{*}第5表の脚注参照

第 7 表* 産業別、地域別、非居住者所有企業の法人所得の課税割合。1965-1968年の平均値

産	業部	ß 門	大西洋州	ケベック	オンタリオ	プレリー	B.C.	カナダ
農漁材	業と妻	長飾品…	50.0	_	14.3	9.1	25.2	21.1
鉱		業	88.9	40.6	59.2	76.4	26.5	55.0
製	造	業	59.6	60.3	70.1	60.5	44.1	63.8
建		設	10.2	12.1	19.0	23.1	42.6	20.6
運輸通	值信							
貯蔵,	公共族	ف設	23.9	34.8	15.2	17.5	11.0	19.7
卸	売	業	17.4	32.2	39.7	38.4	30.8	35.7
小	壳	業	30.3	27.1	36.2	52.2	40.5	37.3
金		融	21.8	22.3	25.6	28.3	26.6	30.6
サー	- Ľ	ス	24.4	41.9	39.1	40.6	27.8	38.7

^{*} 出所: CALURA

第8表は、課税所得を基準に、産業別、外国人所有企業の地域分布を示した ものである。

オンタリオは、外国人所有の製造活動が最も盛んで、外国人所有会社の課税 所得のうち、58 パーセントがオンリタリオで生み出された。これは、ケベック で稼がれる割合の約2.5 倍にあたる。オンタリオは、カナダ製造業の中心地 で、カナダ人の製造業が他州に比べ高いけれども、それ以上に外国人投資家を惹きつけた事実を反映している。

石油,ガスを含む鉱業から得られる外国人所有の課税所得は、殆んどが、プレリー、ケベック、オンタリオからで、それらは、カナダ全体の38,25,21パーセントを占めた。

外国支配企業の成長とその金融

外国人による支配企業は、次の4つの方法によって融資される。

- ^{*}(I)カナダに存する外国人支配企業の内部資金。
 - (II)カナダ資本市場の剰余資産,起債。
 - (III) 海外からの新しい直接投資。
 - (N) 海外からの証券投資。

Statistics Canada は、外国人支配企業が1946~1967年間に、事業資金を如何にして融通してきたかを示す新しいデータを作った。第9,10表に示されるように、この期間に、外国支配の帳簿投資額は245億ドル増加したと推定される。

資本消耗の補充並びに減価を加えれば、第10表に示されるような金融源の完備した様相を得ることが出来る。

全期間に渡って融資された全資金439ドルのうち,97億ドルが外国から得られたもので,全資金の22パーセント弱である。1960~1967年間に,海外からの資金は,全資金の19パーセントで,カナダ資金の使用が比例的に増加し,留保所得,資本消耗引当金,カナダ資本市場を大いに利用している。

900 以上の子会社を持つ 326 企業の報告に基づく通産省調査によれば,1965~1969 年間に,外国からの資金は,外部資金全体のなかで著しく減少した。これは,カナダ資本市場に対する需要増加より,外国市場から得られる資金減少による処が大きかった。

上の表から、第1に、外国の直接投資が、カナダから完全に排除されても、 外国支配会社による内部資金調達並びにカナダ資本市場の外部資金の調達能力 によって、外国支配は成長し続けることを知り得る。第2に、1961~67年の外 国支配会社の拡張資金は、60パーセント以上がカナダ資金で、このなかに資本 消耗引当金は含まれていない。その結果、政府が外国支配の成長率を押えよう とすれば、新しい直接投資だけを監視するのでは充分でない。カナダ資本市場 から得る資金並びに内部留保資金の使用にも注意せざるを得ないであろう。

第 8、表 * 産業部門別、地域別、外国所有企業の課税所得割合。1965-1968年の平均値

産	業	部 門	大西洋州	ケベック	オンタリオ	プレリー	B.C.	カナダ
農漁村	業と	装飾業…	8.5	_	12.8	6.4	72.3	1000
鉱		業	8.1	24.9	21.2	38.2	7.6	100.0
製	造	業	2.7	23.7	58.2	8.7	6.7	100.0
建	設	業	3.9	12.0	35.5	22.3	26.3	100.0
運輸通	値							
貯蔵,	公共	施設	12.4	31.9	21.9	26.5	7.3	100.0
卸	売	業	2.6	22.5	48.6	16.9	9.4	100.0
小	売	業	6.9	15.8	37.5	25.5	14.3	100.0
金		融	4.4	23.4	45.3	17.8	9.4	100.0
リ .-	- E	ス	1.9	30.5	39.3	15.3	13.0	100.0

^{*} 出所:CALURA

第 9 表*

外国支配企業の拡張資金源

	1946-	1960	1960-	1967	1964-	1967
	100万\$	%	100万\$	%	100万\$	%
主たる所有国からの資本流入	5,316	39.2	3,631	33.1	8,947	36.5
— 海外からの証券投資	399	2.9	373	3.4	772	3.1
小 計	5,715	42.2	4,004	36.5	9,719	39.6
留 保 所 得	4,164	30.7	4,124	37.6	8,288	33.8
カナダ資本	2,631	19.4	2,334	21.3	4,965	20.3
	12,510	92.3	10,462	95.5	22,972	93.7
そ の 他	1,045	7.7	496	4.5	1,541	6.3
	13,555	100%	10,958	100%	24,513	100%

^{*}出所: Foreign Direct Investment in Canada

		- '						
··		1946-1960		1960-	-1967	1946 - 1967		
		100万\$	%	100万\$	%	100万\$	%	
上記の紙	計	13,555	59.6	10,958	51.7	24,513	55.8	
資本消料	£補充	8,241	36.3	9,323	44.0	17,564	40.0	
減	価	929	4.1	903	4.3	1,832	4.2	
総	—— 計······	22,725	100%	21,184	100%	43,909	100%	

第 10 表*

_ (注)

- (1) Government of Canada, Foreign Direct Investment in Canada, 1972, PP.13~26.
- (2) Ibid. PP.369~371. 外国会社の所有と支配の識別。

法人の支配は、一般には、50 パーセント以上の議決権を持った株式の所有を通して行われる。しかしながら、他の方法でも有効な支配を行うことが出来る。それらは(I)議決権を持つ株式が、広く分散して所有されているならば、少数の議決権株式を所有することによって、(II) 会社債務の引受けによって、(II) 購入又は供給の契約によって、(IV) 特許又は独占権を通して、(V) 管理契約、又は、管理についての非公式了解を通して、(V) 投票トラスト、株主協定、違約の場合の証券、低当協定、信託証書を通して、潜在的支配が出来る契約協定などによってである。

IIP とCALURA は、共に、譲決権の所有について情報を収集する。しかしながら、これらのケースで、使用される支配の概念は、少し相異している。CALURA 系列では、譲決権株式の50パーセント以上が、カナダの外部、又は、外国支配の1つ以上のカナダ会社によって、保有されていることが分るならば、その会社は外国支配と見なされる。IIPは、一般に、議決権株式の50パーセント以上が、外部の1国で所有される場合にのみ、その企業を外国支配として記録する。その企業は、外国の親会社、株主グループが支配出来る立場にあるすべての会社を含む。通産省の指導計画に対しては、譲決株式の50パーセントが、外国の1親会社によって所有されているならば、そのカナダ会社は外国支配と見なされる。

支配国別に1会社を分類するとき、少数保有は、若干の問題を示す。IIP 統計において、 議決株式の所有を通した外国支配の統計概念は、時々、50パーセント以下の議決株式で も、支配されていると確信される企業を含むように修正されている。しかしながら、少数 保有についての詳細且つ体系的分析は行われていない。CALURAは、この慣行に従わない。CALURA、IIP 系列の何れも、特許、独占協定、独占的市場協定の如き、議決株式の 所有以外の手段による支配は、考慮していない。

統計法の機密保護規定の理由から、IIP計画に関連して作られるカナダの特定会社を誰

^{*}出所:Foreign Direct Investment in Canada.

れが支配しているかの判断は、大衆、又は、政府政策立案者にも入手出来ない。CALURA 系列に使用される支配についての判断も、極く少いケースだが、CALURA で与えられる 情報を補充するために機密のIIP データが使用されているという理由で、大衆、又は、政府の政策立案者が利用出来ないことがある。外国支配の地理的配置が、二系列の間で若干異なる。 CALURA においては、カナダ会社の支配は、多数の会社議決権が、現実に保有されている外国へ帰属される。IIP では、支配は、便益的に所有されている出来る限り多くの国に帰属される。

カナダにおける保有名儀人の問題は、世界第二次大戦中に行われたように、銀行並びに 信託会社に名儀人の身元を明らかにするよう要求することによって解決することは可能 ではある。しかし、これらの組織による抵抗が予想され、名儀は他の種々の形態を取り得。 るし、すべての名儀人がカナダに住んでいるとは限らない。

所有と区別される支配を取扱らCALURA, IIP 系列の両者において, (カナダの帳簿 額, 全資産, 販売額, 利潤, 年金のような条件で測定されるとき)企業, 並びに, 会社の 全体が外国支配と定められる。

CALURA は、国別の支配に関する若干の統計系列を発表し、その年次報告は、1969 年以前の統計では、支配統計の表示に焦点を合せなかった。非居住者の所有度で分類された会社を示すことに力点がおかれた。

(3) The Task Force on the Structure of Canadian Industry, Foreign Ownership and the Structure of Canadian Industry, Privy Council Office, 1968, PP. 176~178. IIP は, The Dominion Bureau of Statistics が,統計法に基づいて情報を収集する。この情報の大部分は機密扱いで収集され、局外の大衆,他の政府機関に発表される時は、特定会社の運営状態が洩れないように、グループとして発表される。斯様にしなければ、カナダ統計制度の中心となる広範囲の題目について正確な数字を供給するのに、会社の協力を得ることが出来ないことを示している。これらの数字は、政府内外の経済政策分析の目的に貴重なもので、それらの供給が危険にさらされてはならない。

カナダの国際投資状態について、当局から入手し得るデータは、広汎で且つ貴重なものである。数拾年間に渡って、直接投資会社の投資に関する詳細な記録が保存されて来た。カナダの国際投資状態に関する、これらのデータは、広さと質の点で恐らく世界に類を見ないといわれている。

カナダの国際投資状態に関して、公表される情報はすぐに入手出来る。外国長期投資の主要産業別データは、現在の11産業を細分割すべきである。外国企業についてのデーダは、当局から入手し得る全会社のデータに統合すべきである。そうすれば、所有国を独立変数として分離、比較することが可能となる。小数所有による共同投資のような直接投資の特殊な部面が、より体系的に研究される必要がある。

外国の買収,又は,逆の買収について詳細な分析が必要である。それらは新規の直接投資と同じでないからである。農業,金融のように,現在,取扱われていないか,不充分な部門の外国所有支配の程度について,更に,研究を進める必要がある。そうすれば,全経

済を通して外国資本の状態をよりよく知ることが出来る。箇条書きした数個の点が,今後、IIP に要望される処である。

(4) The Task Force on the Structure of Canadian Industry, Ibid. PP. 179-182. CALURA は, 1962 年から Corporation and Labour Union Returns ACT によって, カナダの非公開並びに公開会社(5)は、収益を報告する義務を負っている。

しかし、外国投資がなされ外国取引を持っている沢山の会社が、CALURA の報告から除外されていることは注目せねばならぬ。その法が適用されないものとして(I)500,000ドル以下の年租収入、又は、250,000ドル以下の資産を持つ小会社(II)放送会社、銀行など、(III)政府企業、(IV)非居住者に対する支払の報告を免除されている末法人組織の外国会社の支所、(V)法人間のリンクを取扱う問題から排除されている居住する個人株主、などがあげられる。

CALURA の意図は、大衆並びに政府の役人に、各会社の情報を集計された形で提供し、経済分析に使用出来るデータとして蒐集することにあった。

公開又は非公開会社を含む、特定会社に関する情報が入手し得る点では、公表、監督の目的が果された。CALURA は、特定の非公開会社に関する情報の必要性に対応して発展して来た。しかし、現実は充分なものとはいえない。大衆が入手し得る特定会社の情報は、法人、社員、管理者に関するデータと会社の発行済み株式資本の所有に関するデータに限定されて来た。会社の貸借対照表、所得の海外支払の計画、事業内容は、一般に公表されない。全体からみて、公表機能は実質的に果されなかった。CALURA は、前者の情報が政府機関に利用されるので、監督目的には答えたことになる。

CALURA の役割は、大部分が経済分析にあるが、この点に関しても改善の余地ありといわれている。

- (5) The Task Force on the Structure of Canadian Industry, Ibid. PP. 179-182. 非公開会社と公開会社; カナダの会社報告義務の性格が, 大衆に入手し得る情報量を大いに減少させている。外国所有と支配の問題に関する尤も重要な事柄は, Private 会社としての地位によって, 外国所有会社が公表の義務を解かれていることである。会社は, 連邦又は州の管轄権の下で, 法人, 公開, 又は, 非公開会社となり得る。連邦法人の公開会社は, 登記所に貸借対照表を提出せねばならぬ。しかし, それは行政行為であって, これらの結果は一般に公表されない。州については, 3つの州だけが文書提出を要求している。
- 現在のカナダ会社法の下では、証券を公開せず、株式譲渡の制限を受ける株主が50人以下の会社は、非公開会社である。州もそれに準じている。そこには、経理の公開が、生ずる機構はない。親会社は、1株主と見例されるので、親会社によって、全部が所有されている会社は、非公開会社の地位を持つ。非公開会社の身分は、恐らく、株式発行の公開権はないが、個人、家族が公開会社に課せられた報告費用を要することなく、会社という資格から得る便益を温めるように意図されたものであった。従って、その受益者は相対的に小さな会社であると考えられた。実際には、個人、家族のためのブライバシー権を、大会社が所有する子会社のために、うまく、この法律を利用して来た。

外国会社に全部所有されている子会社は、その親会社が外国で代表的公開会社であり、 重要産業を支配する会社であるにも関わらず、報告を避けることが出来る。物論、カナダ 人所有の企業も、この異常な状態を利用し得る。

必然的に、カナダにある大きな非公開会社の数さえ、正確に決めることが不可能である。743 の最も大きなカナダ会社のデータを基礎にする時、60 パーセントが非公開会社であるように見える。会社複合体を調べると、375 の非金融カナダ会社複合体のうち、162、すなわち 43 パーセントが非公開会社で、これら非公開会社の約75 パーセントは、非居住者によって支配されている。169 の会社複合体は110 億ドル(帳簿額で)以上の資産、即ち、カナダ全会社の総計の12 パーセントを持っており、会社売上額で約12 パーセント、法人課税所得で19 パーセントを占める。

この報告なしに済む外国所有の非公開会社は、British Petroleum, Canadian International Paper, Canadian Kodak, Chrysler, Coca Cola, General Food, General Motor, Household Finance, I.B.M., Kraft Foods, Proctor and Gamble and Sunoil という有名な会社を含んでいる。

トランケーションと限界性(1)

カナダにおいて、外国投資の費用が、最も高くついたのは、カナダ企業にトランケーションと限界性を、与えたことではないかと思う。競争の刺激剤になるとして、受け入れた筈の外国資本が、却って、競争を減退される役割を演じて仕舞った。今日、カナダは、経済の均衡発展の癌ともいわれる「トランケーションと限界性」に悩んでいる。さて、この問題を簡単に触れることにしよう。

製造業における外国投資の最も共通した特徴は、そのトランケートされた性質である。トランケートされた企業は、製品の開発、生産、市場化のすべての機能を行うのではなく、その1つ以上が外国の親会社によって握られている。

ある親会社が、外国に持っている子会社の運営をトランケートするには、幾つかの理由がある。

親会社が中央集権的機能を果し、会社活動の国際分業を行い、規模節約の効果を最大にするために、トランケーションが必要になることがある。例えば、調査、開発の一部又は全部を子会社に行わせるよりは、親会社が行う方が効率がよいかも知れない。また、他国にある親会社並びに関連会社が、カナダ企業の要求する生産要素並びに用役などの投入物を供給する充分な設備がないと

き、カナダの子会社操業にトランケーションが生れる。カナダ子会社のトランケーションは、投資危険を最小化し、競争相手に訓練、ノウ・ハウを利用される危険を少くし、ローヤリイティ、管理料、供給する投入物の価格を通して、子会社から利潤を引出す弾力性を与えるために、親会社には好ましく映る。

一般に、トランケーションは、親会社の総体的目標達成の観点から、合理的な事業決定である。それは、必ずしも、カナダ子会社の利潤やカナダ経済に対する貢献を最大にするものではない。関連する活動にもよるが、トランケーショゼンは、カナダ市場により少ない生産物、企業家や技術革新により少ない機会、より少ない輸出、用役、各種技術のより少ない訓練、カナダ人の必要や趣味に適った生産物のより少ない開発、より少ない落ち穂経済活動を意味するであろう。

多くの場合に、子会社は、各種の生産分野で、殆んど、調査、開発を担当せず、多くの生産要素や用役を外国の関連会社に依存し、時には、外国市場を排除されることもある。

トランケーションの性質や程度は、子会社によって異なる。外国にある親会社とカナダの子会社間に、生産に関する広汎な国際的合理化があるときでも、このようなケースが存する。例えば、カナダ市場と親会社の存する国内市場の両市場での販売のために、生産分野の1部がカナダで生産され、残りは、親会社のある国内市場とカナダでの販売のため、親会社によって生産される。そのとき、すべての生産分野の調査、関発、計画、管理は、完全に、親会社によって行われる。しかしながら、その代りとして、カナダの子会社は、国内、国外市場で販売する生産分野の1部を、計画、生産する責任が与えられる。

, この種の合理化の下では、トランケーションは、著しく減少し、親会社は、 最初の生産分野の配置、新投資などを承認する権限を残すだけになる。

子会社のトランケーションが、必ず、カナダ経済に不効率を与えるというのではない。親会社は、カナダにおける費用を減少し、活動の足場をおくことが、唯一の道であるかも知れない。不幸なことだが、国内、国際の両経済のゆがみに鑑みて、効率のよいトランケーションとそうでないものとを区別する先験的

方法は存在しない。特定ケースを検討することによって、決める外はない。

特定生産物が、国家目的の実現にとって重要なときは、トランケーションを 避けるか、或は、最小にすることが望ましい。それらの産業において、カナダ は、自己の特性を伸ばし、各生産段階に充分な支配を行うことが出来るように、 技術革新や技術についての外国依存を減少しようと願うであろう。経済的問題 に加えて、刺戟ある環境、並びに、興味あり且つ創造的仕事の開発を含む社会 的、文化的理由のために、トランケーションを最小にすることによって、一般 的に、カナダは改善される。

トランケーションを最小にするのは望ましいけれども、生産物の変化が急激であるとき、そうすることは特に困難である。親会社は生産要素や投入物の生産を国内投資に任せているので、短期の費用問題は、親会社をして子会社の新生産物に対する生産要素を供給するように駆り立てる。カナダ市場が生産要素工場を経済的にペイするほど大きくなった時にのみ、新技術が生み出され、新生産物が形成される。せいぜい、生産要素の製造業がカナダに移って来るのは、成就した生産物に対して、又は、他の国よりカナダが、その生産に対して魅力がある場所である時のみである。

この問題に対する解答は容易でない。多くの場合,この位置決定は,カナダの高生産費に関する外国企業家の正確な評価を反映する。

他の場合は、国際市場のゆがみが、彼に利益をもたらすので、事業家の決定が、カナダ経済の競争力を反映するものではない。

費用問題が、カナダの生産に対する障害である時、産業の効率、高い生活水準に沿った唯一の解決は、カナダ経済の費用構造並びに一般の効率を改善することにある。これは、1部分、連邦や州の各種政策の役割である。しかしなが。ら、生産場所を何処にするかの決定が、主として、費用問題に基づくのでなく寧ろ、国際経済環境のゆがみ、直接投資をする外国企業の偏向、他国の政府政策の影響である時、政府は関係企業間の交渉を通して、その決定に影響を行使し得る。これらの場合に、決定に影響を及ぼす能力は、その企業をカナダに留め、惹きつけるに足る収益を稼ぎ得るという事実を証明することから生れる。

このことは、企業のカナダ経済に貢献を増大するように、政府が圧力を掛け得る余地を残している。他の場合は、費用を減少し、子会社の構造を改善し、投資家並びにカナダ経済の両者に恩恵をもたらす合理化計画を開発することが出来る。この国に始めて、外国会社が投資計画をする場合は、企業がその国のために奉仕するように、政府が参加条件を交渉する力を与えられるほど強い市場機会がある。

最も極端にトランケートされた場合に、その子会社は、「限界」 操業をしているといわれる。

これは、子会社が高度に依存していることを意味する。限界子会社の一部は、 生産規模の節約並びにカナダ市場形態の結果から生じたものである。

定義から、限界子会社は、若し独立なカナダ企業であった場合には、維持出来なかったような生産、市場技術に連結している。この制約は、独立したカナダ企業が国際企業の一部として事業を行うための規模節約を出来るほど、カナダ市場並びにカナダ市場に近い輸出市場が大きくないという事実を反映したものである。。

例えば、ある外国会社の子会社は、完全に独立していたならば、許可されなかったような技術や技術変化のリズムのなかに、閉じ込められている。子会社としての彼等は、このような事業を行っていくとき、経常費のわずかの部分を負担さえすればよい。親会社とカナダ子会社の関係が切れた時に、以前と同じ運営を続けようとすれば、生産物1単位について、著しく高い費用を負担せねばならぬ。従って、極度に運営を変更するか、さもなければ、消滅することになる。子会社は、国際的連係を留めるかぎり、親会社の設計、市場、技術などの投入物に、完全に依存することになる。

限界子会社は、トランケートの少ない企業と同様に、非常に効率のよい運営となり得る。しかしながら、子会社が、親会社の技術、計画、市場に全く負んぶして生きて行くことが、限界操業の性格である。子会社は、カナダの投入物要因の費用やカナダ市場の規模に適した生産技術を研究しない。

マーケッティングは、国内市場の規模やカナダ人の所得水準と結びついてい

ない。海外から、単に、移入されたものに過ぎない。外国企業が支配する産業において、彼等は、カナダ経済に適していない生産方法や商売を強いることがある。しかしながら、関連子会社は、親会社の行使し得る市場力によって、競争生産物を作るカナダ企業の出現を防止し得る。

また、限界性の概念は、カナダの基本政策の一部として、外国人による支配、所有会社の大半を「買戻す」べきであるという議論と大いに関連がある。多くの製造子会社において、これは実現出来ない。何故なら、人間の体は、頭悩、その他の重要器官なしに機能しないが、製造子会社は、これに類するものを海外に持っているからである。子会社は、親会社のペアとして価値を持つが、単独になれば、その価値は、消滅するであろう。

外国投資家の特殊性は、直接投資を通して導入されるとき、投資パッケージの一部として入って来る。投資家は、特化した技術、生産物を持っているが、直接投資を通して、特化要素以上に結びついた子会社を運営する。生産要素、供給、資本、管理という投入物は、すべて、特殊性に附着している。これらの要素は、特色もなく、効率的でもないが、パッケージに結びつけられている。特化要素を入手するために、輸出機会、調達の自由に関する制約は、受入れ国側に課される条件として付けられる。

パッケージの足かせは、高価になる。パッケージは、投資家の特色と結びついて、カナダ人固有の能力開発を遅らかす。それらによって、投資家は、特化による報酬期間を引き延ばす。何故なら、競争の特性を開発する機会が与えられないならば、カナダ人の競争者が現れないからである。

特化能力が、他との結びつきや制約なしに得られたならば、カナダ経済は、 もっと改善されたであろう。技術輸入の許可、カナダ人との共同開発、拘束の 緩和は、パッケージを分割する技術であり、これはカナダに便益をもたらすこ とになる。

(注)

(1) Foreign Direct Investment in Canada. PP. 405-411.

トランケーションは、現代企業に連想されるすべての主要な役割を、子会社が果していないときに、用いられる言葉である。トランケーションの度合は、親会社や関連会社が果

す機能の程度と子会社のそれとによって、非常に違って来る。ある場合、親会社は、管理、調査、開発などをすべて掌握し、子会社に輸出権を認めず、構成要素や投入物の親会社からの供給を受入れさせる。その代償として、子会社は、自己の領域内にある管理、生産物のある程度の調査、開発を行うことを許される。子会社は、カナダや海外にある親会社の市場での販売のために、生産分野の一部を担当し、残りの分野については、外国の親会社や関連会社から輸入する。そして、国際的に合理化される。国際的合理化においても、トランケーションは子会社の生産物について行う調査、開発、市場の程度によって、変動する。

トランケーションに関連してMiniature Branch Plant Replica という言葉がある。M.B.P.R は、親会社と同じ生産物を作るために、それと同一技術を用いる。しかし、子会社の生産物は、殆んど小さなカナダ市場に限定されるから、その経営規模は、親会社に比べて、小さいのが通常である。重要な機能は、殆んど親会社によって行われるので、子会社は高度にトランケートされたことになる。しかし、逆のことは成立しない。トランケート会社が、すべて、M.B.P.R ではない。

[V]

外国投資審査法(1)

カナダにおける外資,特に、アメリカの多国籍企業による支配率が高まるにつれて、政府の内外から、外資に対する論議が盛んになり⁽²⁾、その対応策が必要となって来た。斯る背景の下に、外国投資のカナダに与える影響を、外資の持つ「費用と便益」の両面から検討を行って、取られた措置が、C-132と呼ばれる外国投資審査法⁽³⁾である。

この法案に盛られた,何が「非関連」活動かを決定する定義は,現代の「コングロマリット」に,果して対応出来るのかという疑問を生ずる。外国企業によるカナダ会社の「乗取り」を審査する高さの制限についても,資本や販売額 は小さいけれど将来性を持つ会社が,外国企業によって買収される危険性を持っているなど,その法案は,若干の弱点を持つ。しかし,Bonin が,「起り得るあらゆる問題が解明される迄,法案作りを待つことになれば,殆んどの法律が,日の目を見ないであろう。この環境で,我々の望むことは,立法者が最大限の努力を払い,経験が,その缺陥を示すならば,その法律を修正するのに寛大であることだ」(4)と述べるように、カナダでは、外資に対し何らかの措置が,早く取られることが必要であった。

C-132 を説明するため、1973 年 6 月 5 日,C-132 法案に関する金融、貿易、経済関係、常置委員会で、通産大臣、Alastair Gillespie が行った説明を、翻訳して記載することにした。

Gillespie 卿による C-132法案の説明(5)

Gillespie 氏の通商関係常置委員会における発言は、次に掲げる3つの主領域からなる。

I. 政策

- A. 経済目的とその哲学
- B. 重要な便益 (Significant Benefit) の性格
- C. 地域開発の利害, 並びに, 州との協議
- II. 基本概念
- Ⅲ. 手続と行政

I. 政策

A. 経済目的 \

カナダ人の企業支配を促進する施策を強化するため、必要な準備をすること にある。

将来起ると予想される外国人による企業買収や外国人支配の新企業が、カナダの輸出、技術革新、カナダでの原料処理、供給調達、カナダ人による企業管理、技術開発を奨励し、そのことによって、カナダに偉大な恩恵を斉すように裏付けすることである。

カナダ経済の外国人による支配度の増大を食い止め、更に、逆進を助けることである。

この法案は、包括的な産業政策を進めるために必要な部分であり、一般的な 経済政策や刺戟では、充分でない。輸出並びに輸出市場の多様化、カナダ人の 技術革新、デシジョン・メーキングの能力増大というような経済目標は、独力 では、充分に保証出来ない。

- 一我々の経済のなかで、非常に大きな割合を外国支配の下に置くことになったのは、1種の自由放任政策の結果である。斯る方法は、デニソン鉱山の販売や国内石油の外国の買収を阻止するのに、何の役割も果さなかった。
- 一実施面において、外国に本拠を持つ多国籍企業は、必ずしも、カナダの費用競争、技術革新、輸出の潜在力を最大限に発揮させるような決定を行っていないことを認めざるを得ない。

我々の前に提出された法案は,孤立主義でも保護主義でもなく, うしろ向きでも、 反動的でもない。 それは

- 一外国の直接投資が、屢々、カナダに便益をもたらし、カナダ経済の発展に果す役割を持っていることは認めている。
 - 一これらの便益が改善されることを信じそれらを改善する機会を求める。
 - 一諸国家間に差別があったり、或は、カナダに籍を置いている企業に対して、 反動的、差別的であるのではなく、将来を指向したものであると信ず
 - 一他の国によって採用されている外国投資政策の範囲を出ないように,工夫 されている。

その法案は、外国投資から生ずる便益を改善し、また、外国の投資家に対して、公正で合理的であることを追求しているから、私は、もう1つ別の目的を強調しておこう。審査手続が行政的に効率のよいものでなければならぬということである。もし、そうでなければ、外国投資の潜在的恩恵は充分に実現しないし、行政の費用によって相殺されて仕舞う。

私は、彼等の行う提案に関する行政的トラブルに対して、この委員会の全員 が、真剣に考慮されることをお願いする。

B. 重要な便益の持つ特色

重要な便益は、提案された外国投資を評価するための総合テストとなっている。

「害がない」のではなしに「重要な便益」としたのは、何故か。これは、カナダ人の所有と支配の問題に関し、その政策が無差別でないことを示したので、すなわち、外国の投資家が、重要な貢献をしない限り、カナダ人の所有と支配

が選好されるのである。

重要な便益は、2(2)節に掲げられている5つの要因によって評価される。

- 一経済活動の水準と性質
- 一カナダ人による参加
- 一生産性,効率,技術開発,生産の技術革新。
- 一競争。
- 一国・州、その他の経済政策目標。
- 5つの要因を総括した性格
- 1) それらは、正しい方向を持った行為である。
- 2) それらは、すべての製造業、資源、サービス産業を包括するのだから、 一般的である。
- 3) それらは、長期の改造を狙っている。
- 4) それらは、排他的である。審査手続は、5つの要因の沢山の要素の下で、 大きな自由は持つけれども、5要因だけの領域に制約される。

そこには、「重要な便益」を測る「指標」について問題がある。行動の種類、 改善の方向については明確になっているが、「受け入れ」を測る正確な基準は、 この段階では見出せない。

- 一個別的なケースの経験
- 一個別的な決定が、指標えと導いて行く。
- 一究極において、これらは、公表出来るものになるだろう。
- C. 地域経済の発展に対する利害
- 1. 開発の遅れた地域の憂慮
- 一その法案は、地域格差を充分に考慮していないのではないか。
- 一その法案は、既存の産業構造を固定化することにならないか。
- 一審査機関が、官僚的に重苦しくなり、外国投資家が喜んで手続をしないよ うになるのではないか。

憂慮に対する回答

一法案は、地域格差に重点をおいている。ケース・バイ・ケースの分析は、

地域に与える影響について,注意深い考慮を払うことになっている。審査 手続は,提案された特定市場の個別投資について,調査することになって いる。

審査手続は、州の経済目的に考慮を払うよう法律的に義務付けられている。

- 一既存の産業構造を凍結しないであろう。未開発地域に必要とされる投資を 阻止しないであろう。事実、改善された便益は、屢々、交渉を通して達成 されるものである。
- ・ 開発された地域でも、特に、改善された便益にあずかる「未開発地域」を 持つ。
- * 一連邦政府は、審査機関が官僚的に重苦しくならないように決定した。
 - 一宜言を2つの部分に分けた。
 - ―全体として、経験や成功したケースから、段階的に学ぶことにした。
 - 一不確実性に対し、迅速に対応し、回避出来る各種規定を設けた。例えば、 90 日内に回答、(有資格か否か、「関連」事業か否か、に関し)指導的見解 を示した。
 - 一審査手続は、提案された投資を、ある処から他に向けることはしない。場 所の選定や提案は、投資家だけが行い得る。
 - 2. 州との協議

政策

- 一既に多くの協議が行われている。連邦一州の会議、連絡。
- 一新事業に関する規定を公布する前に、連邦政府は、すべての州と協議する * ことになっている。
- 一法案を修正しようとするとき、委員会は州の支持を取り付け、その法案が 国家の分割ではなく統一に対する手段となるように、その重要性を銘記す べきである。

特別処置

- ―州の意見を考慮しなければならぬ法定義務がある。
- ―1つの協議機関が、設置される。1つの案として、州政府は、常時の参加

者として、1人の大臣と1人以上の役人を任命しなければならぬ。

一連邦政府は、提案された投資に関し、州に信頼ある情報を送る法的義務が ある。

D. 要約

私が政策に関する討議を要約するなかで、他に強調すべき点があるとすれば、 その法案が、2つの点で国の施策でなければならぬということである。

- 1. それは.
- 一地域の必要性や件の州の経済目的
- ―州との協議効果や協議機関
- に、重点をおくことによって、すべての州の支持を取り付けねばならぬ。
- 2. しかし、それは、また、外国投資に関する多くの相容れない州政策の拙 速を、回避させる国の施策でなければならぬ。
 - 一外国の投資家は、お互の州を反目させて、そうでなかったとき、カナダに 提供したであろうと思われる便益を減少する。

II. 基本概念

- 3つの型の外国投資提案は、審査手続を受ける。
- 1) 非有資格者は、カナダ事業の支配を護得したことを提案する。
- 2) カナダで事業をしていない非有資格者は、新事業の設立を提案する。
- 3) 己にカナダで事業をしている非有資格者は、非関連事業の設立を提案する。

基本概念は.

- 1) カナダ人の企業
- 2) 非有資格者
- 3) 支配の護得
- 4)新事業の設立
- 5)非関連事業 である。これらの各概念を考察しよう。

1. カナダ人の企業

カナダ人の企業は、その法案に広い適用範囲を与えるために、広く定義されて来た。それは、

- 一連邦, 或は, 州によって法人と認められたと関係なく, 又, カナダ人, 或は, 外国人支配であるかどうかとも関係なく, カナダで法人となった会社。
- 一カナダ市民, 又は, カナダに居住している人によって, 運営されている非 法人の事業。
- 一外国人による支配会社の非法人部門。
 - 実際には、それは、カナダで活動しているすべての事業を含むことになる。 特に、それは、ある外国人による支配企業の買収を含んでいる。この吸収は、 明らかに、新所有者が、
 - 一取得した企業に新しい制約を課すことが出来る。その代り,
 - 一収得の結果として、カナダに重要な便益を新たにもたらし得る ことを認めている。
 - 2. 非有資格者

これは、法案のなかで、明確に定義している。そして、

- 一カナダに移民したが、土着しない外国人。
- 一ここに、6年間滞在したがカナダ市民にならなかった移民。
- 一通常,カナダに居住していないカナダ市民。物論,ある人が,カナダに「常時,住んでいる」かどうかは,各ケースの事実で決まる。その狙いは,カナダに主たる居所を持たない人は,非有資格者と見なされることにある。
- 一外国政府,又は,外国政府の機関。
- 一方法はどうであれこれらのなかの1つ、或は、そのメンバーが、これらの 1つとなるグループによって、支配される会社を含んでいる。

会社の支配

ある会社は、株式や資産の所有を通してでなく

- ―投票トラスト
- ——管理契約

一特許協定など

の存在を通して支配されることがある。

ある会社が、如向なる方法であっても、非有資格者によって支配されるならば、それは、非有資格者と見なされる。彼等が、企業の収得、又は、新規事業の開設を提案する時、審査手続を踏まなければならぬ。

グループの概念

ある会社が、全員の非有資格であるグループによって支配されるとき、その会社は、非有資格であるとする概念、その背後の理由を説明し度い。非有資格で者という特定人によって行使される支配度を決めるとき、そのグループを看破することは非常に困難であるという理由で、この概念が使用される。この趣旨は、3(7)款で、ある程度修正される。

非有資格の推定

推定は、非常に高く、又は、余りにも低く、考える人の両側に、多くの混乱を生じて来た。

ある会社が非有資格であるとする推定は,

- 一議決権株式の5パーセント以上が、1人の非有資格者によって所有される ならば、会社は、非有資格、又は、外国人による支配と推定される。
- 一公に取引されている会社の議決権株式の25パーセント(個人会社の40パーセント)が,非有資格によって所有されるならば,1人の非有資格株主が,5パーセント以下であっても,その会社は,非有資格と推定される。 混乱を解決しようとする際に,如何なる推定もなかったと仮定しよう。そのことは,法案の本質に影響を及ぼさないであろう。
 - 一非有資格の推定は、1会社が非有資格、又は、外国人による支配である時は、敢えて定義をしない。これらの推定が、より高いか、より低いかということは、1会社が非有資格、又は、外国人支配であるかどうかの事実を変更しないだろう。そのことは、推定水準とは独立した事柄である。
 - -1会社が、非有資格者、又は、外国人によって支配されるとき、外国人が、 3パーセント、6パーセント、10パーセント、その他のパーセントの議決

権株式で支配を行使しようと、それと関係なしに、その会社は、外国人支配であって、審査を受ける。

一推定水準は、その会社の処理が法廷にもたらされる場合に、非有資格者、 又は、外国人による支配を証明する義務が、政府から個人や会社に移ることを示しているだけである。

例えば.

- -1人の非有資格株主が、議決権株式の5パーセント以上を保有していない
- * ならば、彼が会社を支配しているということを証明する義務は、政府にある。彼が5パーセント以上を保有するならば、支配が他にあることを証明 する義務は、彼、又は、会社にある。
 - -1人の非有資格者が、5パーセント以上を保有せず、各種の非有資格者を集計したものが、25パーセント以下であるとき、その事件が法廷に持ち出されるならば、会社の外国支配であるかどうかを証明する義務は、政府にある。非有資格者の持分を集計したものが、25パーセント以上になるとき、彼等が支配を行使してないことを証明する義務は、彼等、又は、会社の側にある。
 - 一非有資格者の推定が,高い水準に定められると,他の場合に比して,政府は,証明するのに非常に多くの労力を費さねばならない。
 - 一低い水準に定められると、沢山の会社に、多くの無益な労力を課すことに なる。

推定に反証を挙げる証拠

- *一ある会社が非有資格であると推定されたとき、実際に有資格であるならば、 推定に反駁するのは、比較的容易である。実際に会社運営を担当している * 人達が、理事であれ、その他、グループであれ、会社の重大な事項につい て命令に服せねばならぬならば、彼等自身の地位と他のものとをわきまえ ている。その有資格を決定するのは、最終的に、会社運営を担当する人、 並びに、その人達である。
- 一株式を公開している会社は、相当数の株式が所有者の名前で登録されてい

ないので、何処に支配が存するかを立証することは困難であると指摘した。これに対する単純な解答は、さしあたり、会社事務を監督している人、及び、人達が、会社の議決権株式の50パーセント以下のかなりの割合を所有している人の存在に感づいていない場合、その識別されない人は、法案の3(1)款「非有資格者」の定義に使用されている「支配」という意味で、会社を支配していないということになる。従って、さしあたり、会社を監督している人、及び、人達が、会社を支配するに足る株式を所有している人の存在に感づかず、指令を受けねばならぬ人を知らぬという証拠は、如何なる推定にも反駁するに足るものである。

3. 支配の取得

「支配の取得」という概念に使われる「支配」という定義は、取得又は投資 した会社が、それ自身、非有資格、或は、外国支配であるかどうかを決める時 に使われるほど広くない。

注意したように, 非有資格に対して, 支配は管理, 又は, 特許協定を通して, 行使され得る。

支配の取得に対しては、2つの方法しかなく、それらを通して支配が取得される。

一株式の収得

一事業を続けるのに使用される全財産,又は,実質的に全財産と見なされる ものを収得すること。

これら2つの道は、支配が、ある当事者から他の当事者に移行する場合、非常に多くのケースを網羅している。

非有資格の収得者が,

- 一カナダ会社の議決権株式の50パーセント以上
- ーカナダで事業を行うのに使用される財産のすべて,又は,実質的にすべて を購入するならば,結果として,支配を収得したと見なされるであろう。

公に取引される会社の議決権株式の5パーセント以内の収得(個人会社のときは、20パーセント以内)は、それ自身、支配の収得、又は、審査の原因とは

ならない。

公開会社の場合,5-50パーセントの収得(個人会社のとき,20-50パーセント)は、支配が収得されたという推定を生ずる。しかし、現実に、支配が取得されたかどうかは、支配が何処にあるかの事実によって決まる。

この区域で、支配が取得されたという推定は、決して、支配が実際に存在する場所を予め決めることでない。推定は、主として、処理が法廷にもたらされた場合に、関連がある。それは、支配が実際に何処にあるのかを示す証明の責任を、政府よりは寧ろ、関係する非有資格株主におくだけである。この事実は、支配の取得を認めるか、何処か他に支配があることを示すか、何れかによって決められる。これらの環境において、何処に支配があるかを証明する責任は、会社におくのが合理的である。何故なら、大臣が、この事実を証明するよりも、明らかに、会社にとって容易であるからである。

物論,推定は,反駁し得る。支配が取得されたと推定されたが,実際に取得されなかった場合,取得している個人,及び,会社は,実際に会社を支配しているカナダの個人やグループの存在を,容易に指摘するだろう。

証券形態の投資は、影響を受けない。会社の支配を収得したと推定された非有資格者は、会社を支配しているのが他の人であること、会社を支配するのに収得資産を使用する用がなく、現在、使用していないことを証明することによって、推定に反駁し得る。このことは、法案によって、証券形態の投資が影響されないことを明らかにしたものである。3(6)C、D項は、カナダ人の企業による借り入れ資本が、審査対象にならないことを示したものである。

4. 新会社の設立

新規事業の審査要求は,新規事業の定義,並びに,新規事業の開始時点を決めるテストを必要とする。

この目的のために、各種の新規事業は、3(1)款に示された定義に符合して、 非有資格者によって設立される法人、及び、未法人事業を含むことになる。

更に, 新規事業が始まると定義されるのは,

一カナダにおいて、その事業と関連した仕事に対して、1人以上の従業員が

報告出来る設立が存在する時点

一斯る従業員の最初の人が、その設立において、その事業に関連した仕事を 報告する時点

である。

5. 「関連」及び、「非関連」事業

カナダに既存する外国会社の新規事業の設立を審査するという決定は、カナダで己に操業している事業分野での拡張を審査するのを避け、「非関連」事業の概念を必要としている。

若干の一般的基準が、検討され開発されつつある。「関連」とは、

- 一異なった技術で作られる類似生産物
- 一異なった生産物を作る類似技術
- ―何れかの方向における垂直統合
- 一後日,明細化を行う。

を含んでいる。

各処理は、関連する諸環境を基礎に考えられているが、一般的に適用出来る 指標を、開発することは可能であろう。我々としては、早い時期に、指標を公表 出来ることを希望する。法案のなかに、大臣所見を準備することは、ある事業 が、カナダで行っているものと関連しているかどうかに疑問を持っている人達 の助けとなり、安心して商売出来る環境を作ることに貢献するであろう。

Ⅲ. 手続と行政

A. 手続

審査機構並びに関連する手続の概略を、此処に示す。

1. 250,000 ドル以上に評価され、又は、3百万ドルを越える収入、又は、6節 P.15 の宣言に従うカナダ人企業を買収、カナダで新会社を設立することを提案する外国投資家は、外国投資審査機関に提案を登録すべきである。そうすることによって、規則に定められた情報を提供したことになる。その情報は、収得された事業運営の根本的変化の企画、又は、

一新施設。

8 (1)項 2 15

- 一工場閉鎖、又は、拡張。
- 一雇用水準。
- 一生産物混合の変化。
- 一国際組織内の専業化。
- 一新技術の便宜。
- 一調査並びに開発施設の変化。
- 一管理機構の変化。
- 一管理訓練の計画。
 - 一雇用訓練又は再訓練。
- 一市場政策並びにその手続。
 - 一輸出計画。
 - 一金融並びに配当政策。

に関し、提案された新事業の操業の性質、並びに、その度合を含むものとする。

更に,外国投資家は,将来の事業運営に関して,行うとする事業を,大臣に 知らせることが出来る。これらの事業は,

- 一新生産分野の導入。
- 一調査並びに開発施設の位置。
- 一親会社との生産の合理化。
- 一他の方法での拡張。
- の如きものを包含する。
- * この情報は,実際に,直接,中期の事業計画を説明し,カナダに起り得る便益に関し,審査当局の評価基礎を提供することになる。
- 2. 外国の投資家が、カナダ事業の支配を収得しようと努め、政府に通知することなしに、斯る支配を収得したと大臣が考えるならば、彼は、登録並びに関連情報の提出を要求するであろう。大臣は、また、裁判所からの許可を受けて、これらの環境で調査を行う力を持っている。
- 3. 法律で定めた審議会長によって任命された委員は、収得通知の受諾を認め

8 (4)項

P.17

8 (3)項 P.16

する。

ることになっている。

4. 提出された情報並びに計画を審査したとき、カナダに重要な便益を生ずる と大臣が信ずるならば、それが認められるように内閣に推薦する。(11 を参 昭)

10 箭 P.18

この決定に到達した時、大臣並びに内閣は2(2)節に規定された諸要因を考慮 する。

12 (3)項 P.21

- 5. 投資家によって与えられた計画は、政府によって公表される。実際には、 公表することに明白な公共の利益がない限り投資家の商業利益が侵されるこ・P.23 とがないのでなければ、大臣は公表することをしない。大臣は、法的手続、 その他の関連で、計画を公表する義務はない。
- 6. トのことは、カナダに重要な便益を斉す買収について、単純なケースを述 べたものである。大臣は、提出された計画並びに情報に基づいて、カナダに 対する便益が重要でないと考えるとき、外国投資家に対し、30 日内に、新た な情報、計画の提出、具申を行うように通知する。(指定、又は、合意される 時は、もっと長い期間を持つことが出来る。)その期間内に、返答を得られな い場合、大臣は、入手出来た情報、計画に基づいて、その件を、内閣に提出
- 7. 外国投資家は、申請を提出してから90日内に、唯今、述べた交渉通知、又 は、申請についての決定を受け取らないとき、提案された投資は、認可され たものと見なしうる。これは行政の遅れを防ぐことになろう。
- 8. 外国投資家に意見を述べる権利を与えることなしに,如何なる提案投資も, 政府によって拒絶されることはない。
- 9. 買収に関する最終決定は、すべての場合に、内閣によって行われる。 大臣が交渉通知を与えなかった場合、内閣は、追加情報や計画を得るため、 大臣に命令し得る。
- 提案を登録した人は、内閣の決定を知らされる。枢密院決定は、カナダ官 10. 報で公表される。
- 11. 大臣は、外国投資家が審査される投資を行なう。又は、行ったと信ずる情

14 (4C

12 (3)功 P.21

11 (1)邛 P.18

12 (1)平 P.20

報を得,そして

(A)内閣が, それを承認しなかった。又は,

(B)その期間と条件が、実際に、初め同意されたものと異なるならば、

大臣は、投資の差し止め命令を求めて、裁判所に申込むことが出来る。

- 12. 己に,投資が完成されたとき,大臣は,投資を無効とする命令を出すこと 19(1)項 P.28 が困難になる資産の混合,又は,その他の行動の機先を制するため,差し止 め命令を得ることが出来る。
- 13. 外国投資家が,審査の対象となる投資について,通知並びに手続をしない 24(1)項 ならば,5,000 ドルの罰金が課される。 P.23

斯る状況のなかで、大臣は、投資の登録を要求する。その時の状況によって、 交渉が行われたり、そうでなかったりする。それらが起って、カナダに生ず る便益が重要であるならば、投資は認可され、投資家は、事業を運営し続け ることが出来る。物論、その法律を侵したことに対して、投資家を処刑、処 罰する手続は排除していない。しかしながら、大臣が、より多くの情報を要求し、カナダへの便益が不充分であると信ずるならば、11(1)節の下で、交渉 通知を送る。その時、大臣は、投資を無効にする裁判所命令を求めることが 出来る。これらの状況において、投資家は裁判所によって命ぜられた方法で、 保有する株式や資産を処分せねばならぬ。

- 14. 原則として、すべての事実は拘束されている。ある人が計画に従わない場合、大臣はその計画が履行されように、命令することを裁判所に申込む。しかしながら、これは最終の手続となるであろう。
 - 諸君は、企業が収得した会社の中期計画に基礎をおくという私の説明を想起され度い。これらの計画は、将来の推測に基づき、将来の発展に関する会社の予想を反映しているだけである。それらは、完全に保証されてない。従って、大臣は弾力性や良識を行使すべきである。

普通の状態において、計画を達成出来ないとき、大臣との討議や新計画の交 歩へと進行する。契約と同じく、計画は両当事者の合意で修正される。しか

21 節 P.32 しながら、計画に適応出来ないことが、市場条件の変化の結果ならば、その 人の責任となる。しかしながら、計画は、ある範囲の市場予想に対して、 作成されねばならぬことは、記憶さるべきことである。

15. 大臣は、その法律の運営について、年次報告を議会に提出しなければならぬ。

B. 保証条項

審査手続は、沢山の保証条項を含んでいる。

- 1. 外国の投資家にとって第1の尤も重要なものは、彼が聴問される権利を持ってとである。大臣は、投資家、個人、弁護人、彼の選択したスポークスマンに、意見を述べる充分な機会を与えることなしに、提案拒否の勧告を出来ない。
- 2. 第 2 に、彼は、書類通告をした 90 日内に、政府からの回答を保証されている。
- 3. 処理当事者は、審査手続の期間中、提出された情報に含まれる用途に関しては、規定によって保護される。政府は、使用し度いと願う情報に関連ある人や投資家の許可なしに、州政府又は提案の直接当事者以外の人と、交渉する資格はない。それで、政府が期る情報を使用しようと思うならば、先づ、大臣は、影響を受けた人の許可を得なければならぬ。ある議員が示したように、すべてが公開されることは、商行為の意味をなくする。商業上の機密や事業の特定の立場は、保護されねばならぬ。外国投資の分野で仕事をしている政府は、特定の外国投資家から受ける情報を、自動的に発表するという手続を持っていない。同様な配慮は、将来生ずる現実の交渉に適用する。これらの交渉は、意味あることだが、ガラスの金魚ばちのなかで交渉出来ないのと同様に、公然とは行われない。

C. 行政構造

1. 機関の規模

機関の規模は、物論、発展する仕事の量に依存する。明らかに、不完全なデータによるが、次の事件が、毎年、審査されると推定される。

- 一買収、150~200
- 一カナダで事業をしていない人の新事業設立、300~400。
- 一非関連事業について、入手出来るデータなし。

買収の形成並びに新投資の提供は、審査手続の秩序ある発展を認めることになる。

機関は、大きな新しい官僚を必ずしも必要としないが、他の省、特に、通産 省に存在する産業のエキスパートや行政機関を利用出来る。特別に、法案の なかで(7(3)項15頁)規定されるが、15~20人の官僚と同数の補助員を持つ と推定される。

"2. 委員

審査手続がうまく行くカギは、委員のポストに適当な人を任命することである。理想として、候補者が、このポストを引受けなかったとしても、特定分野の長になるに足る経験を持ち、適確な判断を持つ人でなければならぬ。その人は、合同、買収、並びに、国際的会社の運営知識を含む事業経歴を持つべきである。

3. 機関の構造

機関の構造は、考慮中である。基本的見解として、それは、委員に報告を行う上級官僚を長とする3つの部門を持つことである。3つの部門は、投資提案の登録やその法律の適用を保証する責任を持つ登記部門、提案がカナダに重要な便益を持っているかどうかを決め、事業と交渉する責任を持つ審査部門、事業を監視、外国投資を審査の下におき、新しい政策、計画を関発する。 責任を持つ計画並びに分析部門

D. 要約

手続は、私的投資家の時間を不注意に浪費させることなく、実際に公共の利益に奉仕するように計画された。

公共の利益

一投資家は、単に害がないだけでなく、カナダに重要な便益をもたらすこと を示す義務がある。これは投資家のためでも、公共のためでもある。

- 一事業が特別提案に関する決定を得るために、なさねばならぬ沢山の手段を 最小限にするように、手続は簡素化されて来た。
- 一投資家を保護するための保証条項が、捜入されて来た。
- 一審査機関は,適用に関し,迅速且つ適切な処理を保証するように,小さく 保たれて来た。

IV. 結語

私は、法案並びにそれを裏付ける政策の主要要因に関し、包括的説明を与えな ようと試みた。今は、すべてを要約しようとしないで2、3、の中心点を強調 することによって結論とする。

- 一外国直接投資は、カナダの経済発展に大きな役割を演じて来たし、将来も、 演ずることを認める。
- 一しかしながら、将来、外国人の買収や外国人支配事業の新設立が、カナダ に重要な便益を持つことを保証し度い。確かに、この理性的で中庸を得た 目的に、同意しない人はないであろう。
- 一連邦一州との関係で、分割ではなく、統一に向った国家政策を必要とする と信ずる。この理由のため、連邦一州の協議や提携に、高い価値をおいて いる。この委員会が、法案の修正を考えるときには、常に、法案の背後に ある州の支持や国家的統合を持つことの重要性を、銘記されるよう、切に 希望する。

(注)

 Bill C-132, First Session Twenty-Ninth Parliament, 21 Elizabeth II, 1973. The Ministry of Industry, Trade and Commerce. PP. 1~36.

Background Information, Foreign Investment Review Process, January 24, 1973. PP. $1\sim$ 17.

Note for a Speech by the Honourable Alastair Gillespie on Second Reading of the Foreign Investment Review Bill. PP. 1~21.

Note for a Speech by the Honourable Alastair Gillespie to the Standing Committe on Finance, Trade and Economic Affairs, June, 1973, PP. 1~24.

- (2) Nelville H Watkins を長とし、Benard Bonin, Stephen H. Hymer, Claude Masson, Gideon Rosenbluth, Abraham Rotstein, A.E. Safarian, William J. Woodfine からなる The Task Force on the Structure of Canadian Industry が、1968年1月12日、当時の President of the Privy Council, Walter L. Gordon に、Foreign Ownership and the Structure of Canadian Industry という報告書を提出した。
- (3) C-132_o
- (4) Benard Bonin, Ibid, P. 24.
- (5) Note for a Speech by the Honourable Alastair Gillespie to the Standing Committe on Finance, Trade and Economic Affair, PP. 1~24。この覚え書きは、拙稿 「Bill C-132 の解説、北陸経済調査会日報 No. 120 1974年1月に記載したものと補
- a 「 Bill C—132 の解説」北陸経済調査会月報, No. 120, 1974 年 1 月に記載したものと補 完関係にある。
- (6) 右欄外の数字は、これ以後、Bill C-132 の条文箇所を示す。

(本稿の資料蒐集に関して、カナダ外務省広報局 Alison Hardy 女史の尽力によるところが大きい。 更めて、謝意を表す。)